

印西市総合計画策定基本方針

H33(2021)～H42(2030)年度

平成30年9月

印 西 市

【 目 次 】

1. 総合計画策定の趣旨	1
2. 総合計画の構成・期間	1
3. 総合計画策定における基本的視点	2
4. 策 定 体 制	2～3
5. 策定スケジュール	3
【別表1】総合計画の構成・期間	4
【別表2】策定体制図	5
【別表3】策定スケジュール表	6

1. 総合計画策定の趣旨

印西市では、昭和47（1972）年に初めて総合計画を策定してから、平成24（2012）年に策定した現在の総合計画まで、5度にわたり、まちづくりの将来都市像を示す総合計画を策定してきました。

現在の総合計画では、「ひと まち 自然 笑顔が輝く いんざい」を将来都市像とし、地域が持つ豊かな自然や伝統文化、整備された都市基盤、広大な農地、都心や成田空港への好アクセスなど、貴重な資源である地域特性を最大限に活かしたまちづくりを進めてきました。そして、現在の総合計画は、平成32（2020）年度で満了を迎えます。

その間、本市の人口は右肩上がりの増加を続けてきましたが、平成27（2015）年度に策定した「印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）」においては、高齢化の進展とともに、近い将来には本市の人口も減少局面に入ることが示されました。

このような背景を踏まえ、本市では、持続可能な発展が求められる社会経済情勢や、市民ニーズの多様性、全国的な地方創生の取り組みなどに対応するため、平成33（2021）年度から平成42（2030）年度を計画期間とする新たな総合計画を策定します。

2. 総合計画の構成・期間

次期総合計画についても、現在の構成を継続し、基本構想・基本計画・実施計画の3つの計画で構成します（4ページ【別表1】参照）。

基本構想…市の将来都市像を描き、その実現に向かって市民と市が計画的にまちづくりを進めていくための指針。
計画期間は平成33（2021）年度～平成42年度（2030）の10年間とします。

基本計画…基本構想を実現する手段である施策を示したもの。
計画期間は前期5年（平成33(2021)年度～平成37(2025)年度）、後期5年（平成38(2026)年度～平成42(2030)年度）とします。

実施計画…基本計画の目的を達成する手段である具体的な事業を示したもの。
計画期間については、基本計画開始年度に3年間の計画を策定し、社会経済情勢や財政状況の変化・市民ニーズへの対応を考慮して、毎年度見直しを行うローリング方式を採用します。

3. 総合計画策定における基本的視点

総合計画の策定にあたっては、次の基本的視点に基づき作業を進めるものとします。

(1) 総合計画と総合戦略の融合

現総合計画及び新市基本計画の検証を踏まえるとともに、総合戦略が平成31（2019）年度をもって終了しますが、総合戦略は人口減少に歯止めをかけ、地域の持続的な成長を目指すものとして、総合計画の施策を分野横断的に抽出した性格を有することから、次期総合計画は長期的な人口推計を含め、新たな総合戦略と一体的な計画として策定します。

(2) 施策体系の整理

現行の第2次基本計画は6つの基本目標と20の政策、44の施策で構成されていますが、わかりやすい計画とするため、類似する施策の整理統合や、体系の構成についても見直しを検討します。

(3) 時代のニーズを捉えた計画づくり

市民満足度・重要度調査の結果や、各種市民参加手续を活用した市民ニーズの把握はもちろんのこと、近年では、人口減少社会を見据えた地方創生や持続可能な社会経済の発展が求められるなど、環境が大きく変化していることから、それらを的確に捉えた計画づくりを進めます。

4. 策 定 体 制

総合計画の策定体制は次のとおりとします（5ページ【別表2】参照）。

(1) 議会

印西市基本構想の策定に関する条例に基づき、議決機関として、市の基本構想の議決を行います。市は、議会から様々な観点での意見・提案を受けるため、基本構想の策定段階から、全員協議会等において十分な情報提供を行います。

(2) 総合計画審議会

印西市総合計画審議会条例に基づき設置する附属機関で、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議をします。審議会は、知識経験を有する者、公募により選出された市民により委員15人以内で組織します。

(3) 市民参加

策定にあたっては、市民の意見等を広く取り入れるため、市民会議などの市民の意見を把握する機会をつくるとともに、市民説明会や市民意見公募（パブリックコメント）などの市民参

加手続を取り入れるものとします。

(4) 庁内体制

総合計画策定本部を設置し、全庁的な策定体制を構築します。

また、円滑に策定を進めるため、必要に応じて既存の庁議を活用します。

① 策定本部

市長・副市長・教育長・各部の長で構成し、総合計画策定についての最高意思決定機関として、基本構想・基本計画・実施計画の策定を行います。

② 主管課長会議等

原則、既存の庁議を活用し、総合計画の作成について、組織横断的な調整を行います。

③ 策定作業部会

原則、実施計画推進主任で組織し、具体的な総合計画の作成・調整及び必要な資料・データの収集等を行います。

5. 策定スケジュール

(1) 計画別スケジュール

総合計画を構成する3つの計画は、次のスケジュールにより策定作業を進めます。

① 基本構想

総合計画策定本部において素案を作成し、市民参加手続による市民からの意見等を反映させた後、総合計画審議会の答申を経て、平成32年度中に基本構想案を議会に議案として提出します。

② 基本計画

総合計画策定本部において素案を作成し、市民参加手続による市民からの意見等を反映させた後、総合計画審議会の答申を経て、平成32年度中に策定します。

③ 実施計画

平成32年度に具体的な実施計画事業の取りまとめを行い、策定します。

(2) 策定体制から見るスケジュール

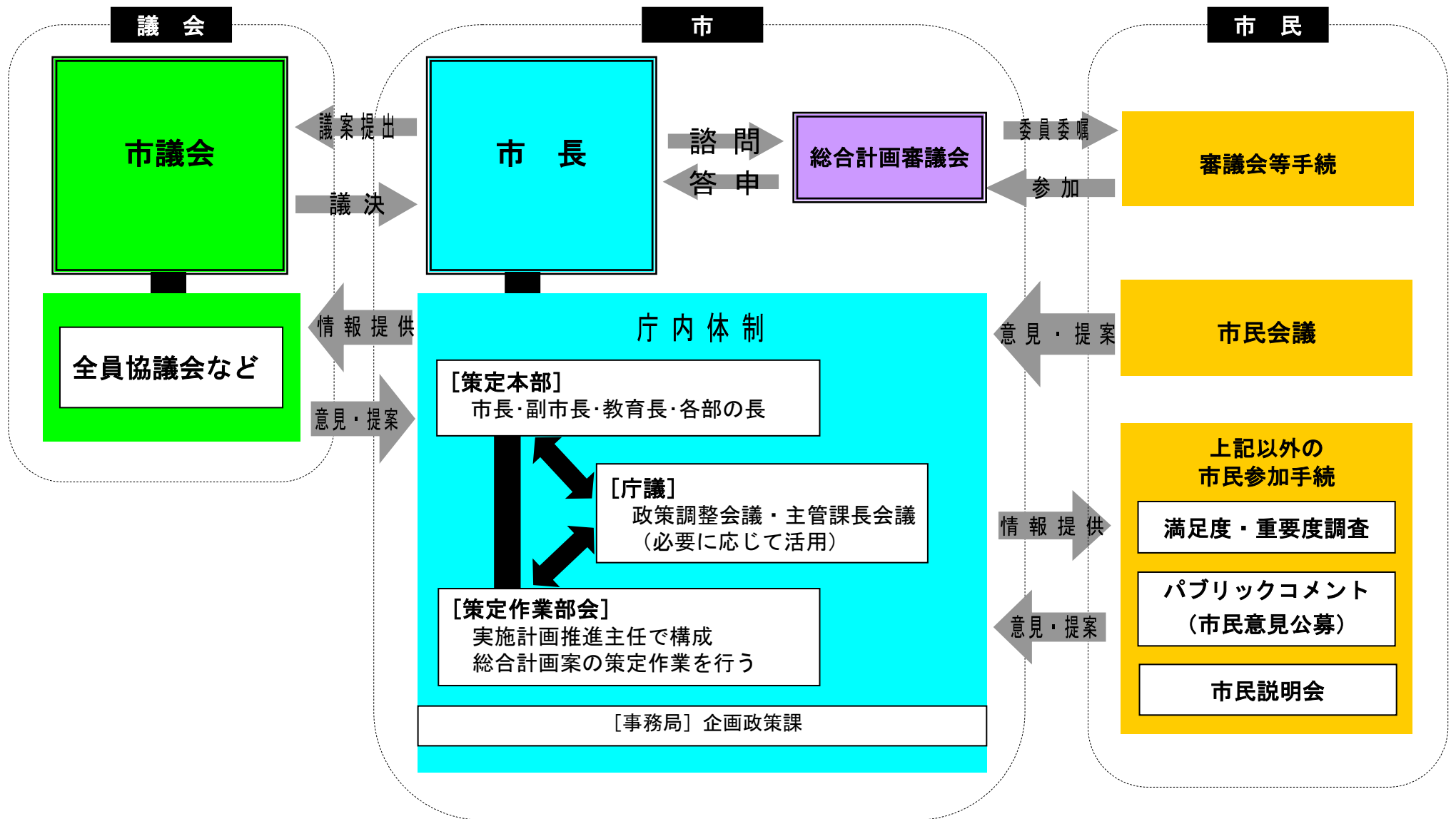
策定体制の各セクションの策定スケジュールは6ページ【別表3】のとおりとします。

【別表1】 総合計画の構成・期間

年 度		H33 年度	H34 年度	H35 年度	H36 年度	H37 年度	H38 年度	H39 年度	H40 年度	H41 年度	H42 年度
区 分		(2021 年)	(2022 年)	(2023 年)	(2024 年)	(2025 年)	(2026 年)	(2027 年)	(2028 年)	(2029 年)	(2030 年)
総 合 計 画	基本構想	H33～H42年度（10年間）									
	基本計画	H33～H37年度 第1次（5年間）					H38～H42年度 第2次（5年間）				
	実施計画	第1次（3年間）									
			第2次（3年間）								
				第3次（3年間）							
					第4次（3年間）						
						第5次（3年間）					
							第6次（3年間）				
								第7次（3年間）			
									第8次（3年間） □□		



【別表2】策定体制図



【別表３】策定スケジュール表

項 目 \ 年 度		平成 3 0 年度				平成 3 1 年度				平成 3 2 年度			
		4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月
議 会								策定状況の報告等			議案提出		状況報告等
総合計画審議会				計画策定 諮問		計画策定状況の報告・審議等							基本計画 答申
市民参加						市民会議		基本構想 意見公募			基本計画 意見公募		市民説明会
庁 内 体 制	総合計画策定本部	策定基本方針				基本構想案の策定				基本計画案の策定			
	策定作業部会					具体的な計画内容の協議						実施計画案の策定	
	庁 議	政策調整会議・主管課長会議（適宜）											